

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 6 年度 第 1 回滋賀県最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和 6 年 7 月 31 日（水） 9 時 28 分～11 時 31 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 2 人（定数 3 人） 労働者代表委員 3 人（定数 3 人） 使用者代表委員 3 人（定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 木下康代 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 使用者代表委員 川口剛史 水野透 西田保夫 事務局 中井労働基準部長、足立賃金室長 平沢労働基準監督官 山下労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長及び部会長代理の選出 ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

ただ今から、令和6年度 第1回 滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。

専門部会委員の皆様におかれましては、大変暑い中、ご出席ありがとうございます。

委員の出席状況は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計8名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が1名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本日は、第1回目の専門部会ですので、部会長が決まるまでの間は、事務局が議事進行をいたします。

それでは、議題（1）「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しております。本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ご賛同をいただきましたので、僭越ですが、事務局から提案させていただきます。

部会長には平井委員を、部会長代理には木下委員を提案しますがいかがでしょう。

〔特に意見なし〕

では、部会長には平井委員に、部会長代理には木下委員ということでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、部会長には平井委員が、部会長代理には木下委員がということでよろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行は、平井部会長にお願いいたします。

○平井部会長

平井でございます。部会長を仰せつかりました。よろしくお願いいたします。

早速ですが、議題2「滋賀県最低賃金の改正決定について」に入ります。

今年度の最賃審議は、中賃の目安として、ABCすべてのランクで一律の50円の引上げで7月25日に答申されました。

これから金額審議に入るわけですが、先日の第2回滋賀地方最低賃金審議会で労使双方から滋賀県最低賃金に係る基本的な考え方についてご意見をいただきました。この場で追加することがありましたらご発言ください。

労働者側いかがですか。

○相澤委員

特にありません。

○平井部会長

使用者側いかがですか。

○西田委員

特にありません。

○平井部会長

それでは、これから金額審議に入りますが、例年どおり労使個別に公益側に来ていただいて協議を進めるということで今年度もよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、今年度もそのように進めます。

では、どちらから先に協議させていただきましょうか？

例年は労働者側から行っておりますので、今年もそれでよろしいですか？

〔異議なしの声〕

では、労働者側、検討の時間は何分くらい必要ですか？

○相澤委員

15分をお願いします。

○平井部会長

では、労働者側、使用者側、それぞれの控え室の準備をしています。

また、傍聴の方につきましても控え室の準備をしておりますので、個別協議が終了し、三者協議再開のお声がけするまで控室にて待機願います。

事務局はそれぞれ控室の案内をお願いします。

○足立賃金室長

協議にあたりまして、待機していただく場所は、労働者側は、4階TV会議室を、使用者側は、5階労働基準部長室を用意しております。労働者側の皆様は、平沢監督官が、使用者側の皆様は、山下監督官がご案内いたします。

また、傍聴の方につきましては、4階打合せ室を用意しておりますので、私が

ご案内いたします。

それでは、移動をお願いします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○平井部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、春闘結果として、今年は5%台の賃上げ結果となったこと。ただ、現在の最低賃金額は生計費を十分に賄うには不十分で高い物価上昇の影響を最賃近傍労働者が受けており、その生活は厳しい状況にあること。さらに地方における労働需給状況はひっ迫をしており、労務費の地域間格差は依然として高く、格差を解消していく必要があること。これらを踏まえれば、春闘の賃金上昇状況に高い物価指数を加味したうえでの引上げが必要との主張でありました。

一方、使用者側は賃上げの必要性は認識しているものの、消費者物価指数も高いが企業物価指数もそれ以上に高い状況にあり、これが特に中小企業、小規模事業者の経営状況を圧迫しており、依然と厳しい状況が続いている。これらを踏まえた最賃額の引上げとすべきとの意見がなされたところです。

本日は労使の意見の隔たりがあり合意に至りませんでした。

次回は労使共に歩み寄りいただき、結審に向けてご協力をお願いします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしく願いいたします。

最後に、議題3「その他」として、委員の皆さまから何かありますか。

〔特になし〕

最後に事務局から何かありますか。

第2回専門部会は、明日8月1日（木）午前9時30分から、この場所、6階共用会議室で開催となりますのでよろしくお願い致します。

以上です。

○平井部会長

それでは、本日の第1回滋賀県最低賃金専門部会は、これで終了します。

お疲れ様でした。